

令和年5度 成年後見制度利用促進体制整備研修

都道府県担当職員対象ライブ配信

(演習)

都道府県・都道府県社会福祉協議会が実施する研修企画

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

センター長 住田 敦子

1

【本科目の目的】

都道府県が市町村に対して行う研修企画の目的を再考し、具体的方法を考える

【内容】

- 1 市町村、中核機関が国研修で学ぶ広報啓発
～地域連携ネットワークの形成・推進と結び付けた戦略的な取組み～
- 2 都道府県が市町村に対して実施するKPI研修
- 3 演習 意見交換
- 4 研修企画における研修デザインと運営

2

1. 市町村・中核機関が取組む広報

－成年後見制度利用促進体制整備研修（国研修：権利擁護支援の広報）の内容－

①広報の意義

②研修効果と地域連携ネットワークの推進

③3つの演習

・ 広報媒体 研修企画 制度説明からの気づき

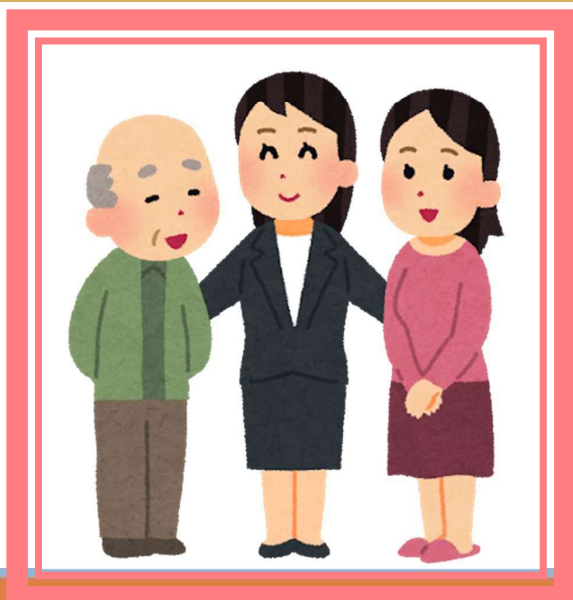


3

体制整備の基本

－どこに住んでいても必要な人に必要な支援を－
そもそも情報がなければ制度は使われない

権利擁護支援の地域連携ネットワークの形成の違い



4



		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア 「共通理解の促進」の視点	イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透 (広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透 (相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手 (市民後見人、後見等実施法人) の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手 (市民後見人、後見等実施法人) の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者 (当事者 団体、専門職団体) との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

広報・啓発において特に課題と感ずること

- ① 一般住民 (本人、家族等) に制度がよく知られていない
- ② 制度をわかりやすく・正しく伝えることが難しい
- ③ 職員体制・スキルが十分でない

実務経験がないため具体的な後見人業務について広報できない

- ④ 関係機関に制度がよく知られていない

相談員など福祉職であっても制度の理解度の差がある

- ⑤ 制度を必要とする利用者ニーズの掘り起こし

必要な住民に情報が行き届かない



市町村・中核機関が行う研修

①研修企画

それぞれの地域でどのような研修や講演会等が必要か考え
市町村や中核機関が企画する。

○研修等企画の要素

対象者	タイトル	内容	形態	方法	開催日	会場	予算	周知	講師
住民 or 専門 職種	目を 引く タイ トル	成年 後見 基礎 知識	集合 ZOO M	講演 寸劇	○月 ○日	○○ 会館	○万 円	回覧 板 広報 紙	外部 講師

※市町村や中核機関が実施する研修は対象者や内容の幅が広い

参考：尾張東部圏域での広報啓発 対象者別

- ・地域住民
- ・金融機関等



一般・住民

- ・医師・看護師
- ・弁護士
- ・司法書士
- ・社会福祉士



専門職①

- ・高齢者関係（施設・在宅）ケア
マネ・地域包括支援センター
- ・障害者関連（施設・在宅）
- ・障害者相談支援センター
- ・日常生活自立支援事業担当者
- ・医療関連相談者（MSW/PSW）
- ・生活困窮担当者



専門職②

- ・行政職員（市民課・税務課・水道課・住宅課・子ども課・企画課・人事課・福祉課・など）
- ・保健所
- ・県行政（委託）



行政

- ・民生委員
- ・親の会
- ・自治会
- ・老人会



地域の組織団体等



利用促進計画上の位置づけ

市町村・中核機関が行う研修

それぞれの地域でどのような研修や講演会等が必要か考えて企画する。

②研修等周知のための媒体の工夫

－市町村では参加者を集めるが大変－

チラシ・ポスター

- メーリングリスト
- ホームページ
- 電子連絡帳 (ICT)
- SNS



- 回覧板
- 広報紙
- 会報誌



- ローカルラジオ
- ケーブルテレビ
- プロモーションビデオ作製 (貸出)



広報啓発は、地域連携ネットワークの形成・推進と結び付けた戦略的な取組み

取組に向けた2つの考え方

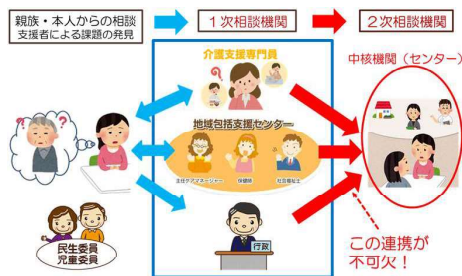
考え方1：成年後見後見制度の利用促進に関わる**専門職や行政職員**を対象とした広報啓発が重要である

考え方2：市民後見人をはじめ、権利擁護支援者等に係る自発的住民の養成は、**広い意味での広報啓発**といえる

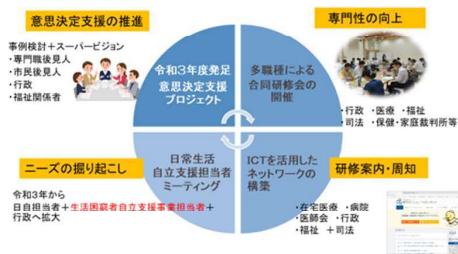
広報活動：住民の理解を深めるための情報発信活動 リーフレット・ポスターなど
啓発活動：知識をひらきおこし理解を深めるための研修・教育など

考え方1：権利擁護支援に関わる**専門職**や**行政職員**を対象とした広報啓発が重要である

①権利擁護支援への気づき



②相談者経路の効果



ネットワーク型の研修

参考：尾張東部権利擁護支援センター令和3年度相談実績

考え方2：市民後見人など権利擁護支援に係る自発的住民の養成は、広い意味での広報啓発

市民後見推進事業の費用対効果

成果（市民後見人の養成）＜費用

効果（市民後見人養成＋**地域福祉の推進**）＞費用



地域福祉の推進の構成要素とは

- ①関係者による、市民後見推進への理解と支援が進む
- ②市民後見人が活動する地域からの評価（参加支援）
- ③地域住民等を巻き込む市民後見人の活動（地域づくり）
- ④市民後見人自身による広報（権利擁護の推進）

2.都道府県が市町村に対して実施するKPI研修

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市役後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを済ませた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定、必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	
	・市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善		市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				

13

2.都道府県が市町村に対して実施するKPI研修

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
討 向 見 度 等 に 向 け た 検 討 等	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直し等の検討				
制 度 の 通 用 改 善 等	意思決定支援の浸透 ・都道府県による意思決定支援研修の実施 ・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発 ・基本的考え方の整理と普及	・全47都道府県 — —	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	— —	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成 保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・保険の普及等事後救済策の検討	— —	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク の つ く り	地域連携ネットワークづくり ・制度や相談窓口の周知 ・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村 ・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知			市町村による周知の継続	
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村による中核機関の整備 中核機関のコーディネート機能の強化				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
		—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等			権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討	

14

都道府県が市町村に対して行う4つの研修

() は令和4年度の実施率

優先して取り組む事項

【担い手確保・育成等の推進】

- ① 市民後見人養成研修の実施 (36.1%)
- ② 法人後見実施団体の養成研修の実施 (40.4%)

【市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進】

- ③ 市町村長申立てに関する研修の実施 (63.8%)

制度の運用改善等

【意思決定支援の浸透】

- ④ 意思決定支援研修の実施 (34.0%)

都道府県別のKPI達成状況

＜策定又は実施済（R4.4時点）の平均取組数：2.1取組
⇒ 策定又は実施予定あり（R4.4時点）の平均取組数：2.7取組＞

（参考）都道府県別のKPI達成状況

● 令和4年4月1日時点で策定（実施）済み ● 令和4年4月1日時点で策定（実施）予定あり

参考



都道府県名	達成項目数（予定を含む）	①担い手の育成の方針の策定	②市民後見人養成研修の実施	③法人後見実施団体の養成研修の実施	④市町村長申立てに関する研修の実施	⑤協議会設置	⑥意思決定支援研修の実施
北海道	5	○	○	○	○	○	○
青森県	2	○	○	○	○	○	○
岩手県	3	○	○	○	○	○	○
宮城県	1	○	○	○	○	○	○
秋田県	5	○	○	○	○	○	○
山形県	2	○	○	○	○	○	○
福島県	2	○	○	○	○	○	○
茨城県	2	○	○	○	○	○	○
栃木県	3	○	○	○	○	○	○
群馬県	3	○	○	○	○	○	○
埼玉県	3	○	○	○	○	○	○
千葉県	3	○	○	○	○	○	○
東京都	5	○	○	○	○	○	○
神奈川県	2	○	○	○	○	○	○
新潟県	2	○	○	○	○	○	○
富山県	1	○	○	○	○	○	○
石川県	2	○	○	○	○	○	○
福井県	1	○	○	○	○	○	○
山梨県	2	○	○	○	○	○	○
長野県	3	○	○	○	○	○	○
岐阜県	1	○	○	○	○	○	○
静岡県	4	○	○	○	○	○	○
愛知県	3	○	○	○	○	○	○
三重県	1	○	○	○	○	○	○
滋賀県	5	○	○	○	○	○	○
京都府	3	○	○	○	○	○	○
大阪府	6	○	○	○	○	○	○
兵庫県	5	○	○	○	○	○	○
奈良県	3	○	○	○	○	○	○
和歌山県	1	○	○	○	○	○	○
鳥取県	2	○	○	○	○	○	○
徳島県	2	○	○	○	○	○	○
香川県	1	○	○	○	○	○	○
愛媛県	1	○	○	○	○	○	○
高知県	2	○	○	○	○	○	○
福岡県	2	○	○	○	○	○	○
佐賀県	1	○	○	○	○	○	○
長崎県	1	○	○	○	○	○	○
熊本県	4	○	○	○	○	○	○
大分県	2	○	○	○	○	○	○
宮崎県	2	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	1	○	○	○	○	○	○
沖縄県	1	○	○	○	○	○	○
計	28	17	19	30	19	16	

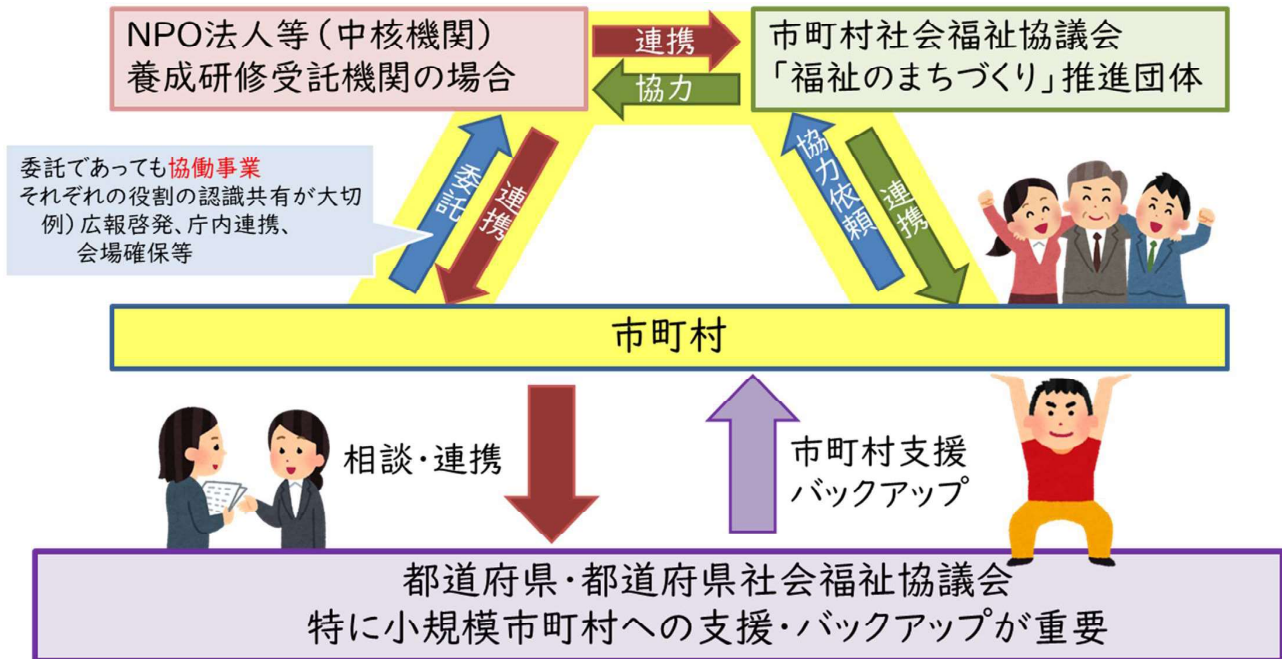
- ① 担い手の育成の方針の策定
- ② 市民後見人養成研修の実施
- ③ 法人後見実施団体の養成研修の実施
- ④ 市町村長申立てに関する研修の実施
- ⑤ 協議会設置
- ⑥ 意思決定支援研修の実施

6つのKPIのうち4つが研修の実施
全国平均2.1取組

※○ 令和4年4月1日時点で策定済み/実施済み
※◇ 令和4年4月1日時点で策定予定あり/実施予定あり
※空白 検討中/策定予定なし/実施予定なし
※ただし、そのうち「令和4年度中に実施予定」の項目も「○」と記載している。

① 市民後見推進事業の課題

養成から活動支援まで長期に渡り事業規模が大きく
小規模自治体への支援が重要



例 都道府県等による養成研修の実施
広域連携や仕組み作りのための支援
家庭裁判所との連携支援

① 市民後見人養成研修

— 市町村との市民後見推進体制の共有が必要 —

1 市町村による市民後見推進事業の考え方

- ・ 市民後見人の養成（受任型）
- ・ 法人後見支援員（日常生活自立支援事業支援員）養成
- ・ 権利擁護支援サポーターなど

2 都道府県による研修の在り方

- ・ 基礎研修
- ・ 実践研修
- ・ 体験実習（市民後見人の活動体験・施設実習）

市民後見養成のための基本カリキュラム改訂（R4）

市町村との市民後見推進体制の共有が必要

－市民後見人選任を目指すケース－



市民後見推進事業の全体像

	項目	内容	頻度
	検討委員会の設置運営	養成から活動支援までのスキームづくり・5年後の見直し 監督基準、バンク運用等の要綱等整備・家裁への相談報告	6回（開始時） 3回（見直し）
	広報啓発	各市町広報紙への掲載・新聞・ラジオ・ICT・金融機関チラシ設置	6か月前から
	養成研修説明会の開催	市民後見人の意義と役割説明（市民後見人自身による活動紹介含む）	5回
	養成研修の開催	71時間の出欠席や課題提出の管理・講師・資料等の準備	11日間＋実習
	養成研修中の選考委員会	課題作成・評価・グループワーク評価・面接評価による総合評価方式	2回
	バンク登録オリエンテーション	研修修了証・バンク登録証の発行授与 活動手引きの説明配布	1回
	受任調整委員会	市民後見人受任調整・事前マッチング	隔月
	活動中の相談対応等	24時間対応 身上保護・財産管理に関する事項	随時
	監督人への定期報告	財産管理・身上保護の活動状況や市民後見人の心身状況の把握	3か月に1度
	フォローアップ研修	中核機関が開催する専門職向け研修会等の案内から選択	年4回
	更新選考委員会	バンク登録者3年に1度更新選考 課題・面接（健康状態等の把握）	3年毎
	市民後見交流会	行政・福祉職等との交流会により市民後見活動報告	年1回
	緊急入院時や死後事務の対応等	医療保護入院や医師との面談同席、 死後事務における親族への連絡、葬儀、納骨、相続人調査等	必要時
	保険加入や貸金庫の提供	活動保険加入、被後見人の通帳などの管理支援	活動時
	市民後見かわら版発行	市民後見人活動状況の報告	年1回

都道府県による研修企画(委託) – 市民後見推進事業 –

県による市民後見推進事業を受託(プロポーザル)

【事業の目的】 県民への成年後見制度の正しい理解と市民後見人の周知

【委託者】 事業の真の目的は県内の市町村が市民後見推進事業に取り組む行動変容への働きかけ

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催日	平成29年9月24日	一宮市:平成31年1月30日 刈谷市:平成31年2月2日	令和2年3月3日	令和3年3月3日	令和4年2月15日
主催者	尾張東部成年後見センター (旧名称)	尾張東部成年後見センター、 尾張北部権利擁護支援センター 共催	尾張東部成年後見センター、 尾張北部権利擁護支援センター 共催	尾張東部成年後見センター、 尾張北部権利擁護支援センター、 愛知県社会福祉会共催	尾張東部成年後見センター、 尾張北部権利擁護支援センター、 愛知県社会福祉会共催
開催地	名古屋市	一宮市、刈谷市	名古屋市	名古屋市 (オンライン配信あり)	名古屋市 (YouTube配信あり)
参加人数	288人	190人	80人 (※コロナウイルス対策)	150人 (オンライン参加あり)	-会場参加40名 -YouTube再生回数 第1部 351回、第2部 235回 (令和4年3月9日時点)
概要	タイトル 「知って得する成年後見制度」 ①講演「成年後見制度と市民後見の推進」 ②市民後見人の活動報告 ③事例「知って納得!市民後見人」 パネルディスカッション	タイトル 「ゆたかに生きる権利を守る ～成年後見制度の活かし方」 ①講演 ②パネルトーク「市民後見人の実践事例」	タイトル 「能楽堂で学ぶ市民後見」 ①「漫才で突っ込んで学ぶ成年後見」 ②講演「市民後見人がめざすもの」 ③パネルトーク「市民後見活動の実践 あるなにてできる地域貢献」	タイトル 「あなたもできる市民後見」 ①講演「権利擁護としての成年後見制度」 ②パネルトーク「市民後見人の活動とこれから」	タイトル 「地域共生社会と市民後見」 ①講演「市民後見人が拓くお互い様の地域」 ②パネルトーク「市民後見人の活動の実践」

令和4年度受託 6回目



【受託者】は委託事業の目的を達成すると共に**連携ネットワークの推進に活用**

②法人後見実施団体の養成研修の実施

愛知県の状況

1. **法人後見の育成・確保の必要性**は、全体の**約76%の市町村**が感じている。
2. 一方、必要性を感じる4市町村において、**単独での法人後見の育成・確保は全体の約88%の市町村が困難**と感じている。
3. その理由は「人材不足」「知見が乏しい」「財源確保ができない」等が挙げられている。

※中核機関による試行錯誤の法人後見実施団体への研修+実務実習



都道府県の取組+体制整備アドバイザーへの期待

参考) N社会福祉法人による公益的取組としての法人後見実施について中核機関への相談 (尾張東部圏域)

意識の醸成

- N社会福祉法人理事長(地域福祉計画策定委員や自立支援協議会委員等を務める)からの中核機関への相談
- 障害者の親からの相談が多い
- 法人としても地域の権利擁護を一緒に考えたい



事業準備 (公益的取組としての自主事業)

- 専門家会議資料 法人後見考慮要素を参考
- 行政への相談承認 定款変更
- **利益相反の回避 同法人の入所者以外を受任対象**



人材育成

- 中核機関が実施する研修に参加 全4回
- 成年後見制度実務講座
- 成年後見制度の基礎知識等
- 具体的活用事例など



課題

- 法人後見実施団体を育成するための**周知や研修カリキュラム**
- **法人間の交流**や**地域への周知啓発**

③市町村長申立てに関する研修の実施

4つの研修のうち最も多い30都道府県が実施 (実施率63%)

①国研修の実施 中核機関および市町村への研修の実施

	基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修
対象	市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、希望する市町村、中核機関等の職員
手法等 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> • オンデマンド配信 • ライブ配信 (3日間×2回) <small>※別途、ライブ配信日の受講が難しい方向けコース (ライブ配信の収録動画を視聴して受講) を設定</small>	<ul style="list-style-type: none"> • オンデマンド配信 • ライブ配信 (3日間) 	<ul style="list-style-type: none"> • オンデマンド配信 • ライブ配信 (対象別演習 1日×3回、総合演習1日) • 意思決定支援指導者養成研修 (2H×5日間)
内容等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援の基本的な考え方や、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ R4~都道府県の支援体制強化のため内容を充実。都道府県担当職員、都道府県アドバイザー (体制整備、権利擁護支援) 各役割を理解することを目的として実施。 ○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。 ○ 意思決定支援指導者養成研修 各ガイドラインの講義と演習を実施。

②都道府県による研修の実施 専門職団体や家庭裁判所との連携による研修

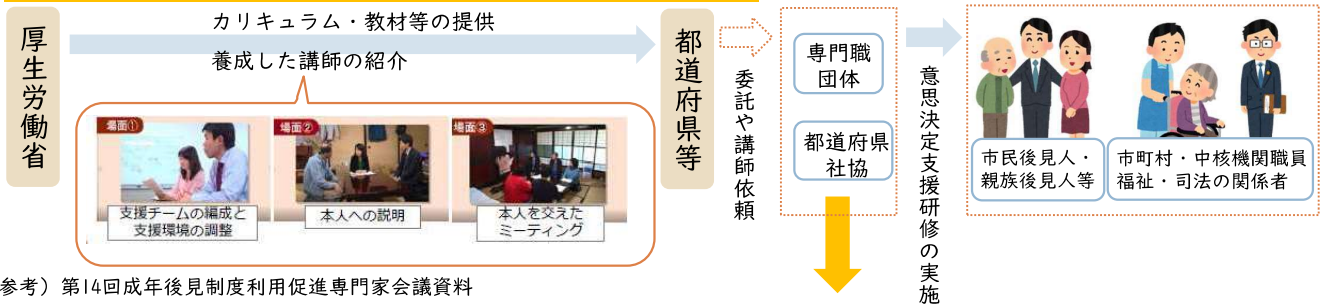
③中核機関による研修の実施 具体的な実務研修の実施 申立て書類作成演習

申立の検討・申立て書類の準備、作成・代理権、同意権について
地域の支援者の役割と後見人の役割

④意思決定支援研修の実施

4つの研修のうち最も少ない16都道府県が実施（34%）

国による意思決定支援研修（令和2年～3年実施）



国研修の映像教材の活用・権利擁護支援アドバイザーの協力



演習

都道府県における研修内容を振り返って、グループで共有しましょう。

（グループの人数：5人程度、時間：15分）

講師が開始の合図をした後、ブレイクアウトルームに移動します。

- 1) どのような研修をおこないましたか？
- 2) 目的や成果、課題について話合いましょう



※都道府県研修の要綱等があると、グループ内での共有がしやすいと思います。



【ブレイクアウトワーク】

講師が、「グループワークを始めます」と言ったら、ブレイクアウトします

グループワーク 15分

- 1) グループ(5人)に分かれます
(ブレイクアウトルームに移動します)
- 2) **1人30秒**、自己紹介をしてください
(紹介する内容:都道府県名、所属、氏名、ひとこと挨拶)
- 3) ひとこと挨拶は地域の名産やご当地グルメなどを紹介してください
司会者を決めて(誕生日が研修開催日から1番近い人をお願いします)、司会者は全員の方が話せるように進行をお願いします
- 4) 時間がきたら、自動的に全体集合状態になります



27

研修デザインと戦略 例) 市民後見人養成研修説明会

課題：養成研修参加者の減少

要因：広報の在り方・事業内容・説明会の在り方

対応：**市民後見推進事業検討委員会の設置開催**
要因分析、今後の方針検討

対策：受講**年齢**要件の緩和
受講者の**居住**要件の緩和
説明会の開催**方法**の変更
説明会の開催**回数**の変更
説明会開催**内容**の変更
広報の強化



- ・ 委員構成
市民後見人・学識経験者
専門職(三士会) 6市町担当課長等
- ・ オブザーバー
家庭裁判所
愛知県 愛知県社協

変えること・変えられないこと

28

研修デザインと戦略：例) 第4期市民後見人養成研修説明会

目的：説明会の参加者増加→①市民後見活動の周知（説明会参加）
②養成研修受講者の増加

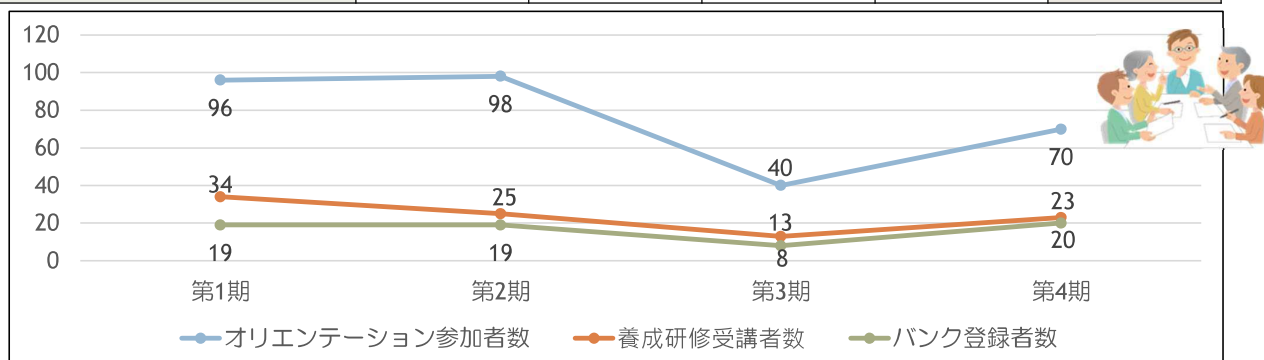
- ①会場 広域＝持ち回り開催
- ②運営協力 行政（会場手配など） 6市町社協（日自担当者の研修参加）
- ③役職者による挨拶 担当者の理解の促進 参加者の安心感
- ④広報活動 行政から金融機関への依頼により各店舗にチラシの設置
市民後見人自身の広報活動
- ⑤講師 地域の大学教員→委員会への就任をねらう
連携弁護士への依頼 市民後見への理解の促進
- ⑥構成 市民後見活動に対する他者評価を入れる
- ⑦説明会 開催頻度を増やす 小規模開催
ミニ説明会では市民後見人との気軽な意見交換あり



研修デザインと戦略

結果：説明会・養成研修参加者の増加

	H27～H28年	H29～H30年	H31～R2年	R3～R4年	合計
	第1期	第2期	第3期	第4期	
オリエンテーション参加者数	96	98	40	70	304
養成研修受講者数	34	25	13	23	95
バンク登録者数	19	19	8	20	66
受任件数	12	17	3	今期スタート	32



考え方2：市民後見人など権利擁護支援に係る自発的住民の養成は広い意味での広報啓発 － 具体的事例（研修等に引き寄せて）－

2) 市民後見人活動報告 & 交流会

目的 ①市民後見人の活動の周知啓発
②市民後見人同士の交流の機会
活動内容の共有 バンク登録者のモチベーションの維持向上

対象者 市民後見人・行政・関係機関

内容 1部 市民後見人の養成状況、活動報告
2部 市民後見人同士の交流

開催挨拶	課長
運営協力	担当行政 市民後見人
広報	6市町行政 市民後見人
構成	活動報告 + 交流会



31

研修デザインと戦略：市民後見人活動報告 & 交流会

目的 ①市民後見人の活動の周知啓発
②市民後見人同士の交流の機会
活動内容の共有 バンク登録者のモチベーションの維持向上

課題：市民後見人交流会と銘打っても人は集まらない

構成

開催挨拶	福祉課長
運営協力	担当行政 市民後見人
参加者	6市町行政 市民後見人 関係機関 地域住民
構成	講演 + 活動報告 + 交流会

地域住民等に
市民後見活動を周知するため
関連する講演等を企画



市民後見人活動の評価
関係者からのインタビュー映像作成

活動報告に関係者からの活動評価

32

研修企画の目的と効果の共有

①市民後見推進事業の目的

地域における権利擁護の一翼を担う市民後見人の養成、活動支援することにより認知症や障害などにより、判断能力が不十分であっても尊厳を持って自らの意思で希望を実現し、地域で暮らし続けることを可能とする**共生社会の実現を目的**とする。

②市民後見人理念=権利擁護と地域福祉の担い手

住民と行政との協働によって地域における「**共助**」を確立する。住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、主体的に参画し、解決に向けて協働する。

③費用対**効果**≠**結果**

本人の権利擁護
社会参加
地域づくり



出典：尾張東部圏域第3期市民後見人養成研修募集チラシ

33

研修デザイン —ホスピタリティー—

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| ▶開講時の挨拶 | 職位の高い人 効果
形式的な挨拶×
研修意義の理解とストーリー |
| ▶受講者への気配り | オリエンテーションでの3つの要素 |
| ▶講師への気配り | 事前アンケート結果、受講名簿、進行確認 |
| ▶会場の工夫 | 会場案内、机の配置、駐車場など |
| ▶運営チーム | 受講者の学びを支援しながら共に学ぶ |

34

都道府県による研修企画（委託）が広域の地域連携ネットワークの強化につながった事例

－市民後見推進事業による戦略－

300人
ホール
満席

愛知県市民後見推進事業を受託（プロポーザル）



①センター構成6市町が協力

寸劇：6市町福祉部長・弁護士・司法書士・社協がキャスト＝連携の強化

②周知啓発から事業実施まで行政（6市町）との協働事業

私鉄沿線各駅でのポスター掲示、チラシの設置

③金融機関・コンビニなどの協力（巻き込み）



プログラム 寸劇・制度説明（弁護士）
クイズ・市民後見人パネルトーク

○事業効果

（委託者）県民の成年後見制度および市民後見人の理解促進：目的達成

（受託者）事業プロセスの効果＝地域連携ネットワークの推進および強化
構成市町行政、関係者の事業の必要性の理解・権利擁護意識の向上

35

研修企画の目的

研修の目的 = 成果・効果

研修のゴール = 知ることではなく知ったこと、習得したことを実践すること

伝える ≠ 目的

知ること < 行動変容

研修はイベントではなくプロセス

参加者が研修終了後に行動がどう変わるか

継続的な学習と成長を支援

研修後に何をどう実践し、どのような結果を出したいかイメージして取組む

参加者主体の研修 > 知識の詰め込み



36